

地籍調査費負担金交付要綱

昭和33年11月24日付け経企土第130号
経済企画事務次官依命通達

改正 昭和34年5月25日付け経企土第81号
昭和36年9月20日付け経企土第108号
昭和39年6月2日付け経企土第47号
昭和40年4月1日付け経企土第135号
昭和42年6月1日付け経企土第53号
昭和43年6月25日付け経企土第45号
昭和47年5月1日付け経企土第18号
昭和49年4月1日付け経企土第26号
昭和49年8月16日付け49国官総第36号
昭和50年3月25日付け50国土国第42号
昭和51年4月5日付け51国土国第188号
昭和53年7月20日付け53国土国第378号
昭和56年4月20日付け56国土国第68号
昭和56年12月10日付け56国土国第505号
昭和60年5月18日付け60国土国第189号
昭和61年5月8日付け61国土国第150号
平成元年4月10日付け元国土国第152号
平成元年5月29日付け元国土国第272号
平成2年9月28日付け2国土国第464号
平成3年4月11日付け3国土国第201号
平成5年4月1日付け5国土国第168号
平成12年12月26日付け12国土国第479号
平成13年3月26日付け国土国第137号
平成14年4月1日付け国土国第617号
平成16年4月1日付け国土国第489号
平成17年4月1日付け国土国第465号
令和2年3月31日付け国土籍第755号
令和2年9月10日付け国不籍第171号
令和5年4月10日付け国不籍第3号
令和6年3月21日付け国不籍第704号

(総則)

第1 国土交通大臣は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）の規定に基づき実施する地籍調査事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に負担金を交付するものとし、その交付に関しては、国土調査法、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（経費の対象及び負担率）

第2 第1に規定する経費及びこれに対する負担率は、別表第1のとおりとする。

（負担金の交付の申請）

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第3条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出は、別に定める日までに行うものとする。

（負担金の交付の条件）

第4 都道府県は、次の各号に掲げる場合は、規則第5条の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 地籍調査事業に要する経費の配分の変更（第5に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- (2) 地籍調査事業の内容の変更（第5に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- (3) 地籍調査事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 前項第1号及び第2号の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号、前項第3号の場合においては、別記様式第3号による承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（経費の配分等の軽微な変更）

第5 規則第6条の国土交通大臣が定める軽微な変更は、別表第1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業の完了予定期日の変更）

第6 都道府県は、地籍調査事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、別記様式第4号により、地籍調査事業に関する国土交通大臣宛ての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。

（実績報告）

第7 規則第9条に規定する実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、地籍調査事業の完了した日から起算して一箇月を経過した日又は負担金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに国土交通大臣に提出しなければならない。

ただし、負担金の金額が概算払により交付された場合においては、負担金の交付決定のあった年度の翌年度の4月25日までとする。

（処分の制限を受ける財産）

第8 規則第10条の規定に基づく別に定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第9 規則第11条に規定する別に定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

附則(令和2年3月31日国土籍第755号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和2年9月10日国不籍第171号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

附則(令和5年4月10日国不籍第3号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附則(令和6年3月21日国不籍第704号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2・第5関係）

経 費	負 担 率	重 要 な 変 更
I 地籍調査費 (1) 都道府県が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する次のア・イに掲げる経費 (2) 市町村が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する次のア・イに掲げる経費 (3) 土地改良区等が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する次のア・イに掲げる経費 ア 直接経費 (1)賃金 (2)報酬 (3)給料 (4)職員手当等 (5)報償費 (6)需用費 (7)旅費 (8)使用料及び賃借料 (9)安全費 (10)精度管理費 (11)委託料 (12)備品費 イ 附帯経費 (1)賃金 (2)報酬 (3)給料 (4)職員手当等	当該調査に要する経費の2分の1以内。 都道府県が負担に要する経費の3分の2以内。 都道府県が負担に要する経費の10分の8以内。	都道府県が行う地籍調査（「県営」）に要する経費、市町村が行う地籍調査（「市町村営」）及び土地改良区等が行う地籍調査（「その他」）ごとに次に掲げる変更 (1) 「県営」、「市町村営」及び「その他」に要する調査経費の相互間における流用 (2) 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30%（当該流用先の経費の30%に相当する額が300万円以下であるときは300万円）を超える増減

- (5) 報償費
- (6) 旅費
- (7) 需用費
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) 備品費
- (10) 共済費
- (11) 災害補償費
- (12) 役務費
- (13) 補償補填及び賠償金
- (14) 公課費

I の(1) (2) (3) の算定方法)

作 業 区 分	算 定 の 方 法
一筆地調査	調査地域の傾斜度、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により、定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定 概況調査を実施する場合は、調査面積を基準にして算定 予備調査を実施する場合は、調査地域の毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費及び調査面積を基準にして算定
地籍図根三角測量	調査地域の縮尺区分及び傾斜度等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図根多角測量	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍細部測量	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
空中写真の撮影	調査地域の縮尺区分、傾斜度の視通の難易及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
空中写真の図化	調査地域の縮尺区分、傾斜度及び視通の難易等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地積測定	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図及び地籍簿の作成	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定 数値情報化を実施する場合は、数値情報ファイル等の作成に要す

街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成	る所要の経費及び作成面積を基準にして算定 地籍集成図を作成する場合は、対象地域の地籍図の縮尺区分により定まる所要の経費及び作成面積を基準にして算定 調査地域の縮尺区分及び街区内の毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定		
Ⅱ 指導等事務費 都道府県が行うⅠの地籍調査の指導等に要する経費	当該経費の2分の1以内。		

調査費の区分の内容（別表第１の表、第Ⅰ関係）

区 分	内 容
賃金	臨時職員（調査資料の整理等）賃金（土地改良区等が地籍調査を行う場合に限る。）
報酬	パートタイム会計年度任用職員の報酬
給料	フルタイム会計年度任用職員の給料
職員手当等	会計年度任用職員の期末手当等
報償費	協力員及び推進委員等に要する謝礼金及び保険料
旅費	調査・連絡旅費、地籍調査作業規程準則第５条規定に基づく検査旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償
需用費	消耗品費等、印刷製本費、燃料費（自動車を含む）、修繕費
委託料	調査に要する委託経費
使用料及び賃借料	駐車場・会場等の借上使用費
安全費	測量作業等において必要な安全対策に要する費用
精度管理費	測量の精度を確保するために行う検測並びに精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用
備品費	測量及び機械器具・庁用に要する必要経費
共済費	会計年度任用職員又は賃金支弁職員に係る社会保険料
災害補償費	会計年度任用職員又は賃金支弁職員に係る災害補償費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害保険料
補償補填及び賠償金	法第２９条の規定に基づく補償金
公課費	調査用車両に係る自動車重量税

指導等事務費の区分の内容（別表第１の表、第Ⅱ関係）

区 分	内 容
報酬	パートタイム会計年度任用職員の報酬
給料	フルタイム会計年度任用職員の給料
職員手当等	会計年度任用職員の期末手当等
報償費	市町村等が行う協力員及び推進委員等に要する謝礼金
旅費	市町村等が行う国土調査事業の指導監督及び連絡旅費、地籍調査作業規程準則第５条の規定に基づく工程管理検査旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償
需用費	消耗品費等、印刷製本費、燃料費（自動車を含む）、修繕費
委託料	市町村等への成果管理委託経費
使用料及び賃借料	駐車場・会場等の借上使用費
備品費	庁用器具及び機械器具（但し、専ら市町村等が行う国土調査事業の指導等の

共済費	用に供するもの以外のものは除く。)
役務費	会計年度任用職員に係る社会保険料
公課費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害保険料 指導事務用車両に係る自動車重量税